

特記仕様書（案）

業務委託名：道路現況評価業務委託（道改・調査）

※当仕様書は(案)であり、技術提案書の特定後に提案内容を反映した特記仕様書を作成する。

第1条 適用

本仕様書は、道路現況評価業務委託（道改・調査）に適用する。本仕様書に明記なき一般事項は福島県土木部制定「共通仕様書（業務委託編）（令和4年10月1日；令和5年10月1日一部改正）」に基づくものとする。

第2条 履行期間

本業務の履行期間は契約の日から令和7年3月21日までとする。

第3条 履行箇所

本業務の履行場所は、河沼郡会津坂下町地内外（国道252号外）とする。

第4条 用語の定義

本仕様書における用語は、以下のとおりとする。

- (1) 「福島県緊急輸送道路ネットワーク計画」とは、平成8年5月10日付建設省道防発第4号「緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について」及び同日付事務連絡「緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領」に基づき作成された「福島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成30年5月）」をいう。
- (2) 「緊急輸送道路」とは、福島県緊急輸送道路ネットワーク計画で定める第1次～第3次指定路線のことをいう。
- (3) 「防災拠点」とは、福島県緊急輸送道路ネットワーク計画Ⅲ－1－（2）に示されたものとする。
- (4) 「ふくしま道づくりプラン」とは、ふくしま道づくりプラン（令和4年3月）をいう。
- (5) 「道路の類型区分」とは、ふくしま道づくりプラン（参考資料P.156）に示されたものとする。
- (6) 「重要物流道路及び代替・補完路」とは、重要物流道路等の指定（令和6年4月1日）の別表に示されたものをいう。

第5条 目的

本業務では、「福島県緊急輸送道路ネットワーク」について、他の計画と整合を図り、見直しを行う。

また、令和6年1月に石川県で発生した能登半島地震で生じた、緊急輸送道路の課題を踏まえ、緊急輸送道路の役割、機能確保に向け、道路現況のリスクを評価し、効果的な防災対策を進めるため、防災対策の優先性を整理することを目的とする。

第6条 業務内容

(1) 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。

(2) 緊急輸送道路ネットワーク計画見直し

受注者は、福島県緊急輸送道路ネットワーク計画を現行の各種計画と整合を図り見直しを行うものとする。

1) 現況整理

平成30年度に改訂した福島県緊急輸送道路ネットワーク計画を基に、見直しに必要な諸条件（防災拠点の変化や関連計画との整合）について確認を行うものとする。

2) 対象とする関連計画

以下の項目を踏まえ、緊急輸送道路ネットワークの見直しを行うものとする。
なお、今後供用開始を予定している道路や移管・廃道となった道路について、反映するものとする。

ア ふくしま道づくりプランにおける道路の類型区分

イ 重要物流道路及び代替・補完路

ウ 東北道路啓開計画

エ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画

オ 大規模災害時の交通規制計画

カ その他

3) 緊急輸送道路ネットワーク計画見直し案作成

上記2)を基に、緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し案を作成するものとする。

なお、緊急輸送道路ネットワーク図の作成については、国土地理院が保有する電子国土基本図の活用を検討するものとする。

4) 会議資料作成

福島県道路防災・情報連絡協議会に諮る資料として、見直した福島県ネットワーク計画及び付随資料を作成するものとする。（協議会の資料作成は1回を

想定。)

(3) 道路現況評価

受注者は、緊急輸送道路（県管理分：174路線1，886.9km）及び上記（2）2）イ～オの関連計画の路線のうち福島県管理道路について、以下1）～3）の整理を行うものとする。

また、被災シナリオについては、福島県地域防災計画で想定する災害を基本とする。

1) 区間ごとの現況リスク評価

ア 区間の設定

各路線について、主要交差点間を1つの区間として設定するものとする。これを基本とする。

イ リスク要因の図示

被災リスクを可視化するため、以下の項目について、既存資料を踏まえ調査し、地図上に図示を行うものとする。

地図上への図示には、電子国土基本図の活用を検討するものとする。

- (ア) 橋梁耐震化の状況
- (イ) 無電柱化の状況
- (ウ) 平成8年度道路防災点検の要対策箇所
- (エ) 事前通行規制区間
- (オ) 土砂災害警戒区域
- (カ) 洪水・津波浸水想定区域
- (キ) 火山噴火警戒時の通行規制区間
- (ク) 路線現況（種級区分、最小曲線半径、最急縦断勾配、延長など）
- (ケ) その他

ウ 区間ごとの現況リスク評価

上記ア、イを基に、区間ごとのリスクを定量的に評価するものとする。

2) 区間ごとの重要度の設定

受注者は、上記1）で評価した結果及び、緊急輸送道路や関連計画、ビッグデータ等を基に、区間ごとの重要度を設定し、地図上で区間ごとのリスク（重み付け後）を図示するものとする。

3) 区間内対策箇所の優先性の整理

上記2）の重要度を踏まえ、区間内の対策箇所の優先性を整理し、管理表を作成するとともに既往施策との整合を検証することとする。

(4) 照査

受注者は、共通仕様書Ⅱ第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、共通仕様書Ⅱ第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 7 条 打合せ等

打合せ等の回数は 5 回を予定し、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立会うものとする。業務に関する打合せ等記録の整理は受注者が行うものとし、速やかに提出するものとする。

第 8 条 資料の貸与及び返却

共通仕様書Ⅱ第 1113 条に定める資料の貸与及び返却について、本業務に必要な図書及びその他の関係資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、使用保管に際しては紛失・破損等しないよう責任をもって取扱い、貸与期間中は管理保管に責任をもってあたることとし、指定期日までに返納するものとする。

第 9 条 履行報告

受注者は、共通仕様書Ⅱ第 1134 条に定める履行報告書は、毎月末に提出し、履行状況について監督員に報告すること。

第 10 条 成果品の提出

本業務の成果品は、以下とする。

- (1) 見直し後の福島県緊急輸送道路ネットワーク計画
緊急輸送道路ネットワーク図については、以下 1)、2) を電子媒体に加え、紙媒体でも納品することとする。
 - 1) 全県版 (縮尺 1/200,000) 100 部
 - 2) 事務所管内図版 (縮尺 1/50,000~1/100,000) 各 40 部
- (2) 第 6 条 (3) の被災リスクを可視化した地図データ
- (3) 第 6 条 (4) の対策優先度を整理した管理表
- (4) 報告書
- (5) その他監督員の指示したもの

第 11 条 電子納品

報告書及び電子データを以下のとおり提出するものとする。

- (1) 本業務は電子納品の対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指すものとする。

(2) 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果品納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。

なお、電子による検査が困難な場合、発注者が A3 版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。

(3) 成果品の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体 (CD-R 等) で 1 部とする他、事前協議により決定するものとする。

なお、「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定するものとする。

(4) 成果品の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CAD ソフト付属のチェック、CAD ソフト付属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出することとする。

第 1 2 条 積算基地

本業務における積算基地の取り扱いは下記によるものとする。

(1) 本業務における積算基地は次の場所とする。

積算基地：受託者の本支店等が所在する市役所等

(2) 契約後の積算基地の変更は行わないものとする。

- (注) 1. 本支店等とは、契約を取り交わす本店又は支店・営業所（福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先）を指す。
2. 市役所等とは、市役所、町役場、村役場を指す。

第 1 3 条 秘密の保持

受注者は、本業務のために発注者より貸与された資料及び本業務で知り得た事項や成果について、発注者の許可なく他に公表や貸与してはならない。

第 1 4 条 契約内容の変更

契約内容の変更については、業務の実施体制を変更する必要がある場合に、発注者と受注者の協議により行うものとする。

第 1 5 条 その他

(1) 本業務において本特記仕様書及び共通仕様書に記載のない事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

(2) 本業務の成果品の著作権については、福島県に帰属するものとする。